

○宮崎大学教育文化学部自己点検評価委員会規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年4月21日 平成17年6月20日
平成18年3月20日 平成20年2月20日
平成22年9月24日

(趣旨)

第1条 宮崎大学教育文化学部（以下「本学部」という。）に、中期目標・中期計画を達成することを目的として、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うため、宮崎大学教育文化学部自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。
- (1) 教育研究活動等の点検・評価の企画及び調整に関すること。
 - (2) 本学部の中期目標、中期計画、年次計画案のとりまとめに関すること。
 - (3) 点検・評価の結果に基づく改善勧告に関すること。
 - (4) 教育研究活動等の実績に係る情報の収集及び分析に関すること。
 - (5) 点検・評価に係る情報の発信及び広報に関すること。
 - (6) 点検・評価の実施方法等に関すること。
 - (7) その他点検・評価を達成するために必要なこと。
- 2 委員会は、前項各号の審議結果について、その都度教授会に諮るものとする。
- 3 委員会は、本学部の中期目標・中期計画に係る点検・評価をまとめ、教授会に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学部長
 - (2) 副学部長（評価担当）
 - (3) 学校教育課程及び人間社会課程の各教育担当組織から選出された教員各3人

(委員の任期)

- 第4条 前条第3号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第2号の委員をもって充て、副委員長は第3条第3号の委員から選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は1年とする。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事に入ることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者（学外の者を含む）に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務長の出席)

第8条 事務長は、委員会に出席し、必要に応じて発言することができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務係で処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第3条第3号委員のうち、学校教育課程1人及び人間社会課程2人の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。